

I 料率の種類及び額

1. 基本料率(1トンにつき、単位 円)

品目			甲地(A)	甲地(B)	甲地(C)	乙地	丙地
ミニタイズ貨物	コンテナ	実入	590	530	510	470	430
		空	500	450	440	400	370
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容量20トン未満のもの)		690	620	600	560	510
	完成車 (重量5トン以上又は容量20トン以上のもの)		1,040	940	910	840	770
	パレタイズ貨物・バンパック・ バッグコンテナ・プレスリング		890	850	830	760	700
包装類	袋物 (紙・ビニール袋入)	米・麦・塩	1,380	1,250	1,210	1,110	1,020
	袋物(麻袋入)	ふすま・ミール・ビートパ ルプ・メイズ・マイロ・豆 類・砂糖・米・麦	980	880	860	790	730
	たる物	葉たばこ	820	730	720	660	610
	べール物	葉たばこ	1,010	910	890	820	750
		その他のべール物(綿 花、羊毛、麻類、合化繊、 石綿、生ゴム、パルプ)	1,240	970	940	870	800
	板ガラス		1,540	1,380	1,350	1,240	1,140
	生糸		1,700	1,530	1,490	1,370	1,260
	雑貨類・機械類 (1個当たり5トン以上のもの)		1,280	1,200	1,170	1,080	990
	農水産物・製茶・コルク		1,100	990	960	890	820
機械類(1個当たり5トン以上のもの)		1,040	940	910	840	770	

品目			甲地(A)	甲地(B)	甲地(C)	乙地	丙地	
有 姿 貨 物	タイヤ		830	740	720	660	610	
	巻取紙(内地産)		930	830	810	740	680	
	木材	原木	南洋材・米国材	810	750	730	670	620
			北洋材	800	720	690	640	590
		製材		830	750	730	670	620
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,300	1,160	1,130	1,040	960	
	鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管を含む)		990	890	870	800	730
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		850	760	740	680	620
	石材		900	810	780	720	660	
撒 貨 物	燐磁石・肥料		900	750	720	660	610	
	鉱物・土石		1,060	960	930	860	790	
	砂糖		830	750	730	670	620	
	塩		770	690	680	630	570	
そ 他	繊維類(撒扱)		2,380	2,140	2,110	1,940	1,790	
	紙類(撒扱)		1,930	1,730	1,710	1,570	1,450	
	家庭用電気・ガス石油器具		990	890	880	810	750	

庫出コンテナ詰又はコンテナ出し庫入作業料金  
(1トンにつき、単位 円)

区分	地区	甲地(A)	甲地(B)	甲地(C)	乙地	丙地
袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの		2,700	2,170	2,130	1,960	1,800
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの) 及びこれらに類似した作業能率のもの		2,420	1,950	1,910	1,800	
ユニタイズ貨物、機械類(1個当たり5トン以上のもの)完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの		2,170	1,800	1,800		

## 2. 割増料率及び割引料率

### (1) 割増料率

種 別	内 容	割増率又は割増額					
冬期荷役 (12月1日～3月31日)	福島県、宮城県、岩手県	基本料率の2割増					
	青森県、岩手県の内水沢及びその以北、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、京都府の内舞鶴及びその以北、鳥取県、島根県、岐阜県の内高山及びその以北	基本料率の3割増					
	北海道	基本料率の4割増					
接岸船舶の積卸しに直接接続する庫入庫出の荷役		基本料率の2割5分増					
半夜荷役	17時から21時30分までの間における荷役	基本料率の6割増					
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く）における荷役	基本料率の6割増					
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料率の10割増					
雨天・雪天時荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料率の1割増					
超過距離荷役	基本距離（50メートル）を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートル以内のもの	1トンにつき	甲地(A)	甲地(B)	甲地(C)	乙地	丙地
		撒貨物	190円	171円	167円	153円	140円
		一般貨物	230円	206円	203円	187円	172円
多階建倉庫荷役	2階以上の倉庫への貨物の庫入又は2階以上の倉庫からの貨物の庫出荷役	基本料率の3割増以内					

### (2) 割引料率

種 別	内 容	割 引 率
大口数量割引	荷主からの1荷役の引受けにおいて、同一貨物の量が1,000トン以上の場合	当該貨物全量につき、基本料率の5%割引
長期大量割引	同一荷主から3か月以上の長期契約に基づき、1回当たり3,000トン以上の荷役を1か月に2回以上、3か月連続して引き受けた場合	1回当たり3,000トン以上の荷役につき基本料率の5%割引

## 3. その他の料率

### (1) 特殊荷役料率

はい替	基本料率の8割
仕訳	基本料率の3割
看貫	基本料率の3割(計量器使用、検量立会人の費用は含まず。別途実費を申し受けま
す。)	
仮置	基本料率の3割
庫移し	庫入及び庫出料率の合算額

(2) 量目調整料 実費を申し受けます。

(3) 荷直料

(1トンにつき、単位 円)

区分	地区	甲地(A)	甲地(B)	甲地(C)	乙地	丙地
	麻袋	メイズ・マイロ・大豆・大麦	190			172
その他		160			144	132
紙袋・ビニール袋		190			172	160

(注1) 本料率は取扱い貨物全数量に適用します。

(注2) 本料率には材料費は含みません。

(注3) 袋物以外は実費を申し受けます。

(4) 待機料

(1口1時間につき、単位 円)

		4~6人 (5人)	7~9人 (8人)	10~12人 (11人)	13~15人 (14人)	16~18人 (17人)	19~21人 (20人)
昼間 8時30分から 17時00分まで	A地区	20,740	33,130	45,560	58,000	70,420	82,850
	B地区	18,580	29,690	40,830	51,970	63,100	74,250
	C地区	18,210	29,090	40,010	50,930	61,830	72,760
	D地区	16,760	26,760	36,820	46,850	56,900	66,930
	E地区	15,420	24,620	33,870	43,100	52,340	61,570
半夜 17時00分から 21時30分まで	A地区	32,260	51,540	70,870	90,220	109,540	128,880
	B地区	28,900	46,180	63,520	80,840	98,150	115,500
	C地区	28,330	45,260	62,240	79,220	96,180	113,180
	D地区	26,060	41,640	57,270	72,900	88,500	104,130
	E地区	23,980	38,300	52,680	67,060	81,420	95,800

(5) 最低料金

(1口につき、単位 円)

		4~6人 (5人)	7~9人 (8人)	10~12人 (11人)	13~15人 (14人)	16~18人 (17人)	19~21人 (20人)
昼間 8時30分から 17時00分まで	A地区	164,520	262,850	361,450	460,130	558,630	657,310
	B地区	147,390	235,510	323,890	412,260	500,560	589,020
	C地区	144,440	230,800	317,410	404,020	490,550	577,250
	D地区	132,900	212,370	292,000	371,700	451,330	531,060
	E地区	122,260	195,370	268,640	341,970	415,230	488,570
半夜 17時00分から 21時30分まで	A地区	164,520	262,850	361,450	460,130	558,630	657,310
	B地区	147,390	235,510	323,890	412,260	500,560	589,020
	C地区	144,440	230,800	317,410	404,020	490,550	577,250
	D地区	132,900	212,370	292,000	371,700	451,330	531,060
	E地区	122,260	195,370	268,640	341,970	415,230	488,570

## (6) トラック積卸手伝料金

基本料率の5割以内

### 4. 消費税等の加算

料金の総額に消費税（地方消費税を含む。）に相当する金額を、別途加算の上申し受けます。ただし、保税上屋又は保税倉庫に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

## II 料率の適用

### 1. 料率表の記載のない貨物

基本料率表に記載のない貨物については、基本料率表に記載の貨物と荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料率を適用し、類似した貨物がない場合は、荷主と協議の上決定した料率を基本料率とします。

### 2. 料金の計算

料金の計算は次によります。

(1) 計算トン数(コンテナは除く。)は、重量1,000キログラムをもって1トンとして計算したトン数又は体積1.133立方メートルをもって1トンとして計算したトン数のいずれか大なる方とします。

なお、慣例により計算トン数の算出に当たり重量に一定の係数を乗じて得た数値を使用している場合には、その例によります。

ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めるところによります。

イ. 袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦 1.2

ロ. 袋物のペレット状飼料 1.3

ハ. 袋物のふすま 1.8

(2) コンテナの計算トン数は、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンとします。

20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(3) 1個の体積が0.025立方メートルに満たない貨物は、1個の体積を0.025立方メートルとして計算トン数の算出を行います。

(4) 割増料率又は割引料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率又は割引率を乗じて得た額を基本料率に加算し、又は基本料率から差し引きます。また超過距離荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算します。

(5) 庫入又は庫出1回の料金の総額が1,000円に満たないときは、1,000円を申し受けます。

(6) 消費税等の加算については

イ. 料金の総額に消費税(地方消費税を含む。)に相当する金額を別途加算の上申し受けます。

ロ. 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

### 3. 割増料率

割増料率の適用は次の通りとします。

(1) 半夜荷役割増

17時より21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 土曜日荷役割増

土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。)における荷役について、所定の土曜日荷役割増を適用します。

(3) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日・国民の祝日(振替休日を含む)及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(4) 雨天・雪天荷役割増

荷主の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合には所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

(5) 超過距離荷役割増

基本距離を超える距離の荷役であって、その超過距離が50メートル以内のものについて所定の超過距離荷役割増を適用します。

(6) 多階建倉庫荷役割増

2階以上の倉庫への貨物の庫入、又は2階以上の倉庫からの貨物の庫出を伴う荷役について、所定の多階建倉庫荷役割増を適用します。

4. 割引料率

割引料率の適用は次の通りとします。

(1) 大口数量割引

荷主からの I 荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、所定の大口数量割引を適用します。

(2) 長期大量割引

同一荷主から、3か月以上の長期契約に基づき、1回当たり3,000トン以上の荷役を1か月に2回以上、3か月以上連続して引き受けた場合、当該荷役については所定の長期大量割引を適用します。

5. その他の料率

その他の料率の適用は次の通りとします。

(1) 特殊荷役料

本料金は、貨物のはい替、仕訳、看貫、仮置、庫移し作業を行った場合に適用します。

ただし、看貫作業における計量器使用及び検量立会人の費用は、本料金とは別に実費を申し受けます。

なお、本料金に対しては I - 2(割増料率及び割引料率)、II - 1(料率表に記載のない貨物)及び同2(料金の計算)の規定を適用します。

(2) 量目調整料

本料金は、貨物の量目調整作業を行った場合に適用します。

(3) 荷直料

本料金は、荷直作業を行った場合に適用します。

(4) 待機料

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては17時00分)以降におけ

る本船入港待又は天候若しくは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から17時00分までの間、半夜荷役にあつては、17時00分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料を適用します。

ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限ります。

#### (5) 最低料金

##### イ. 荷役手配の取消の場合

(イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

##### ロ. 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業若しくは荷役待機等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

#### (6) トラック積卸手伝料金

本料金は、トラック積卸作業を要請により手伝った場合に適用します。

### 6. 個別に協議して定める料金

- (1) 特殊な貨物(特大品、変質、発熱、塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)の荷役、又は特別な荷役(荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料率のほか、荷主との協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議の上別途実費を申し受けます。
- (3) 基本距離を超える距離の荷役であつて、その超過距離が50メートルを超える場合は、基本料率のほか、荷主と協議の上別途実費を申し受けます。
- (4) 荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議の上別途実費を申し受けます。
- (5) 天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り荷主と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。
- (6) 高価品の明告のある貨物、危険物貨物は、荷主と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (7) 荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行う場合は、荷主と協議の上決定した料金を申し受けます。
- (8) 本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議の上決定した料金を申し受けます。

### 7. 消費税等の加算

保税上屋又は保税倉庫に蔵置中の輸出入貨物の料金については、消費税導入に伴う加算を行いません。

### III 普通倉庫荷役料級地表

都道府県	甲地(A)	甲地(B)	甲地(C)	乙地	丙地
北海道			札幌市、小樽市、石狩市	旭川市、函館市、釧路市、苫小牧市、帯広市、室蘭市、留萌市	その他
青森				青森市、弘前市、八戸市	その他
秋田				秋田市、男鹿市	その他
岩手				盛岡市、矢巾町	その他
山形					全県
宮城			仙台市、多賀城市、塩竈市	石巻市、名取市、岩沼市、七ヶ浜町	その他
福島				福島市、会津若松市、郡山市、いわき市	その他
群馬				高崎市、前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、大間々町、大泉町、邑楽町	その他
栃木				宇都宮市、小山市、足利市	その他
茨城				水戸市、土浦市、日立市、鹿嶋市、神栖市	その他
埼玉			さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、鴻巣市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町	熊谷市、行田市、加須市、深谷市、本庄市、羽生市、北本市、児玉町、川里町	その他
千葉			千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、茂原市、市原市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市、流山市、八千代市、我孫子市、袖ヶ浦市	銚子市、館山市、木更津市、八街市	その他
東京	島嶼を除く東京都				島嶼
神奈川	横浜市、川崎市		横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町	その他	



都道府県	甲地(A)	甲地(B)	甲地(C)	乙地	丙地
静岡県				静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、袋井市	その他
山梨				甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、笛吹市、甲州市、市川三郷町、田富町、富士川町	その他
長野				長野市、松本市、上田市、岡谷市、須坂市、小諸市、塩尻市、佐久市	その他
愛知	名古屋市、東海市		一宮市、春日井市、津島市、江南市、小牧市、稲沢市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、北名古屋市、清洲市、豊山町、大口町、大治町、弥富町、飛島村	豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、知立市、幸田町	その他
三重			四日市市、朝日町、川越町	津市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、伊勢市、木曽岬町	その他
岐阜			岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、瑞穂市、岐南町、笠松町	多治見市	その他
新潟				新潟市、長岡市、上越市	その他
富山				富山市、高岡市、射水市	その他
石川				金沢市、七尾市、小松市、野々市市	その他
福井				福井市、敦賀市	その他
滋賀				大津市、彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市、愛荘町、豊郷町	その他
京都			京都市、向日市、長岡京市、久御山町	舞鶴市、宇治市、城陽市、八幡市	その他
奈良			奈良市、大和郡山市、天理市	大和高田市、橿原市、桜井市、五條市、葛城市	その他
和歌山				和歌山市、海南市、田辺市、湯浅町、広川町	その他

都道府県	甲地(A)	甲地(B)	甲地(C)	乙地	丙地
大阪	大阪市、堺市、泉大津市		岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四条畷市、忠岡町	その他	
兵庫	神戸市		尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、川西市	その他	
岡山				岡山市、倉敷市	その他
広島			広島市、婦中町	呉市、尾道市、福山市、海田町、坂町	その他
鳥取					全県
島根					全県
山口		下関市		宇部市、山陽小野田市	その他
徳島				徳島市、鳴門市	その他
香川				高松市、丸亀市、坂出市	その他
愛媛				松山市、今治市、新居浜市	その他
高知				高知市	その他
福岡	北九州市門司区	北九州市(門司区を除く)	福岡市、粕屋町、志免町	久留米市、大牟田市	その他
佐賀				唐津市、佐賀市、鳥栖市	その他
長崎				長崎市、佐世保市、大村市、諫早市	その他
熊本				熊本市	その他
大分				大分市、別府市、中津市	その他
宮崎				宮崎市、都城市	その他
鹿児島				鹿児島市、奄美市	その他
沖縄			那覇市、浦添市、沖縄市	宮古島市、石垣市	その他